

石巻広域都市計画地区計画の変更（石巻市決定）

都市計画蛇田北部地区計画を次のとおり変更する。

	名 称	蛇田北部地区計画
	位 置	石巻市蛇田字西道下、同字東道下の各一部
	面 積	約 1 7 . 0 ha
区域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は、都市計画道路 3・4・1 2 矢本曾波神線（国道 4 5 号）及び都市計画道路 3・3・1 1 石巻工業港曾波神線に接し、住宅地及び沿道業務地として土地区画整理事業により基盤整備を行い、快適な居住環境の創造を図ると共に、幹線道路沿いには沿道サービス施設の立地・誘導を図り、地区全体が将来にわたって良好な市街地環境の形成と維持を目指すものである。
	土地利用の方針	<p>良好な環境を持つ市街地形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。</p> <p>1 低層住宅地区は、低層住宅を主体に落ち着きのある街並みと閑静な住宅地の形成を図る地区とする。</p> <p>2 沿道サービス地区は、隣接する住宅地の居住環境との調和を図りながら、沿道業務施設を中心とした建物の立地を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1 低層住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持、増進するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造を定める。また、地震による災害を防止する観点から、ブロック塀を制限する。</p> <p>2 沿道サービス地区においては、周辺の居住環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。また、地震によるブロック塀の倒壊による災害防止の観点又は低層住宅地区の住環境保護の観点から、かき又はさくの構造の制限を定める。</p>

# 第143号議案

地区整備計画	地区	地区の名称	低層住宅地区	
	区分	地区の面積	約11.6ha	
	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p>	
		建築物の敷地面積の最低限度	180㎡	
		建築物の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物などの形態、意匠又は色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。</p>	
かき又はさくの構造の制限		<p>道路境界側に設ける塀は、生垣又は道路面からの高さが1.6m以下の透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するものとし、ブロックその他これらに類するものとしてはならない。ただし、道路面から80cm以下の部分についてはこの限りでない。</p>		

# 第143号議案

地区整備計画	地区	地区の名称	沿道サービス地区A
	区分	地区の面積	約1.8ha
	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分（都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線に面する部分に限る）を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎</p>
		壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 都市計画道路境界線までの距離 2m</p> <p>(2) 前号に掲げる道路境界線以外の道路境界線及び隣地境界線までの距離 1m</p> <p>2 前項の規定は次の各号に該当する建築物の部分には適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>
		建築物の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物などの形態、意匠又は色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとし、低層住宅地区及び周辺環境に配慮する。</p>
かき又はさくの構造の制限		<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣又は道路面からの高さが1.6m以下の透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものとしてはならない。ただし、道路面から80cm以下の部分についてはこの限りでない。</p>	

第 1 4 3 号議案

地 区 整 備 計 画	地 区	地区の名称	沿道サービス地区B	
	区 分	地区の面積	約 3.6 h a	
	建 築 物 等 の 制 限 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分（都市計画道路 3・4・1 2 矢本曾波神線及び 3・3・1 1 石巻工業港曾波神線に面する部分に限る。）を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が 200㎡以上のもの</p> <p>(5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50㎡を超えるもの（自動車修理工場を除く。）</p> <p>(7) 自動車修理工場で作業場の床面積が 150㎡を超えるもの</p> <p>(8) 建築基準法別表第二（と）項第 3 号及び第 4 号（建築基準法施行令第 130 条の 9 の表中「準住居地域」の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものに限る。）に掲げるもの</p> <p>(9) 建築基準法別表第二（ぬ）項第 3 号に掲げるもの</p>	
		壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 低層住宅地区に接する道路境界線（歩行者専用道路を含む。）までの距離 2m</p> <p>(2) 都市計画道路境界線までの距離 2m</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる道路境界線以外の道路境界線及び隣地境界線までの距離 1m</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる境界線に面する部分の用途が住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋である場合においては、同号の規定にかかわらずその距離を 1m とすることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定は次の各号に該当する建築物の部分には適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 5m 以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5㎡以内のもの</p>	
		建築物の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物などの形態、意匠又は色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとし、低層住宅地区及び周辺環境に配慮する。</p>	
かき又はさくの構造の制限		<p>道路境界線側に設ける塀は、生垣又は道路面からの高さが 1.6m 以下の透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するものとし、ブロックその他これらに類するものとしてはならない。ただし、道路面から 80cm 以下の部分についてはこの限りでない。</p> <p>なお、店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、低層住宅地への遮光に配慮した塀等を設置するものとする。</p>		

## 字 名 一 覧 表

地区計画を決定する土地の区域

市町村名	大字名	字名	全部・一部の別	備考
石巻市	蛇田	西道下	一部	
		東道下	一部	

石巻広域都市計画地区計画の変更（石巻市決定）

理由書

（蛇田北部地区計画）

都市緑地法・都市計画法の改正に伴い、平成30年4月1日より新たな用途地域として田園住居地域が創設された。これに伴い建築基準法が改正され、建築基準法別表第二（用途地域内の建築制限）に条ずれが生じている。

法改正を受け、本地区整備計画における建築物等の制限に関する事項のうち、建築物等の用途の制限に関する表記を一部、変更するものである。

以上

(改正案)  
石巻広域都市計画地区計画の変更 (石巻市決定)

(現行)  
石巻広域都市計画地区計画の決定 (石巻市決定)

都市計画蛇田北部地区計画を次のとおり変更する。

名 称	蛇田北部地区計画	
位 置	石巻市蛇田字西道下、同字東道下の各一部	
面 積	約17.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、都市計画道路3・4・12矢本曾波神線(国道45号)及び都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線に接し、住宅地及び沿道業務地として土地区画整理事業により基盤整備を行い、快適な居住環境の創造を図ると共に、幹線道路沿いには沿道サービス施設の立地・誘導を図り、地区全体が将来にわたって良好な市街地環境の形成と維持を目指すものである。
	土地利用の方針	良好な環境を持つ市街地形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。 1 低層住宅地区は、低層住宅を主体に落ち着いた街並みと閑静な住宅地の形成を図る地区とする。 2 沿道サービス地区は、隣接する住宅地の居住環境との調和を図りながら、沿道業務施設を中心とした建物の立地を図る。
	建築物等の整備の方針	1 低層住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持、増進するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造を定める。また、地震による災害を防止する観点から、ブロック塀を制限する。 2 沿道サービス地区においては、周辺の居住環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。また、地震によるブロック塀の倒壊による災害防止の観点又は低層住宅地区の住環境保護の観点から、かき又はさくの構造の制限を定める。

都市計画蛇田北部地区計画を次のとおり決定する。

名 称	蛇田北部地区計画	
位 置	石巻市蛇田字西道下、同字東道下の各一部	
面 積	約17.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、都市計画道路3・4・12矢本曾波神線(国道45号)及び都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線に接し、住宅地及び沿道業務地として土地区画整理事業により基盤整備を行い、快適な居住環境の創造を図ると共に、幹線道路沿いには沿道サービス施設の立地・誘導を図り、地区全体が将来にわたって良好な市街地環境の形成と維持を目指すものである。
	土地利用の方針	良好な環境を持つ市街地形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。 1 低層住宅地区は、低層住宅を主体に落ち着いた街並みと閑静な住宅地の形成を図る地区とする。 2 沿道サービス地区は、隣接する住宅地の居住環境との調和を図りながら、沿道業務施設を中心とした建物の立地を図る。
	建築物等の整備の方針	1 低層住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持、増進するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、かき又はさくの構造を定める。また、地震による災害を防止する観点から、ブロック塀を制限する。 2 沿道サービス地区においては、周辺の居住環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。また、地震によるブロック塀の倒壊による災害防止の観点又は低層住宅地区の住環境保護の観点から、かき又はさくの構造の制限を定める。

(改正案)

地 区 整 備 計 画	地 区	地区の名称	低層住宅地区	
	区 分	地区の面積	約11.6ha	
	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2)公衆浴場	
		建築物の敷地面積の最低限度	180㎡	
		建築物の形態又は意匠の制限	1 建築物などの形態、意匠又は色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。 2 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。	
かき又はさくの構造の制限	道路境界側に設ける塀は、生垣又は道路面からの高さが1.6m以下の透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するものとし、ブロックその他これらに類するものとしてはならない。ただし、道路面から80cm以下の部分についてはこの限りでない。			

(現行)

地 区 整 備 計 画	地 区	地区の名称	低層住宅地区	
	区 分	地区の面積	約11.6ha	
	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2)公衆浴場	
		建築物の敷地面積の最低限度	180㎡	
		建築物の形態又は意匠の制限	1 建築物などの形態、意匠又は色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。 2 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。	
かき又はさくの構造の制限	道路境界側に設ける塀は、生垣又は道路面からの高さが1.6m以下の透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するものとし、ブロックその他これらに類するものとしてはならない。ただし、道路面から80cm以下の部分についてはこの限りでない。			



(改正案)

地区	地区の名称	沿道サービス地区A
	地区の面積	約1.8ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分（都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線に面する部分に限る）を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎</p>
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 都市計画道路境界線までの距離 2m</p> <p>(2) 前号に掲げる道路境界線以外の道路境界線及び隣地境界線までの距離 1m</p> <p>2 前項の規定は次の各号に該当する建築物の部分には適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>
	建築物の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物などの形態、意匠又は色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとし、低層住宅地及び周辺環境に配慮する。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界側に設ける塀は、生垣又は道路面からの高さが1.6m以下の透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものとしてはならない。ただし、道路面から80cm以下の部分についてはこの限りでない。</p>
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分（都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線に面する部分に限る）を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎</p>

(現行)

地区	地区の名称	沿道サービス地区A
	地区の面積	約1.8ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分（都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線に面する部分に限る）を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎</p>
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 都市計画道路境界線までの距離 2m</p> <p>(2) 前号に掲げる道路境界線以外の道路境界線及び隣地境界線までの距離 1m</p> <p>2 前項の規定は次の各号に該当する建築物の部分には適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>
	建築物の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物などの形態、意匠又は色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとし、低層住宅地及び周辺環境に配慮する。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界側に設ける塀は、生垣又は道路面からの高さが1.6m以下の透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するものとし、ブロック等これらに類するものとしてはならない。ただし、道路面から80cm以下の部分についてはこの限りでない。</p>
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分（都市計画道路3・3・11石巻工業港曾波神線に面する部分に限る）を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋の用途に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎</p>

(改正案)

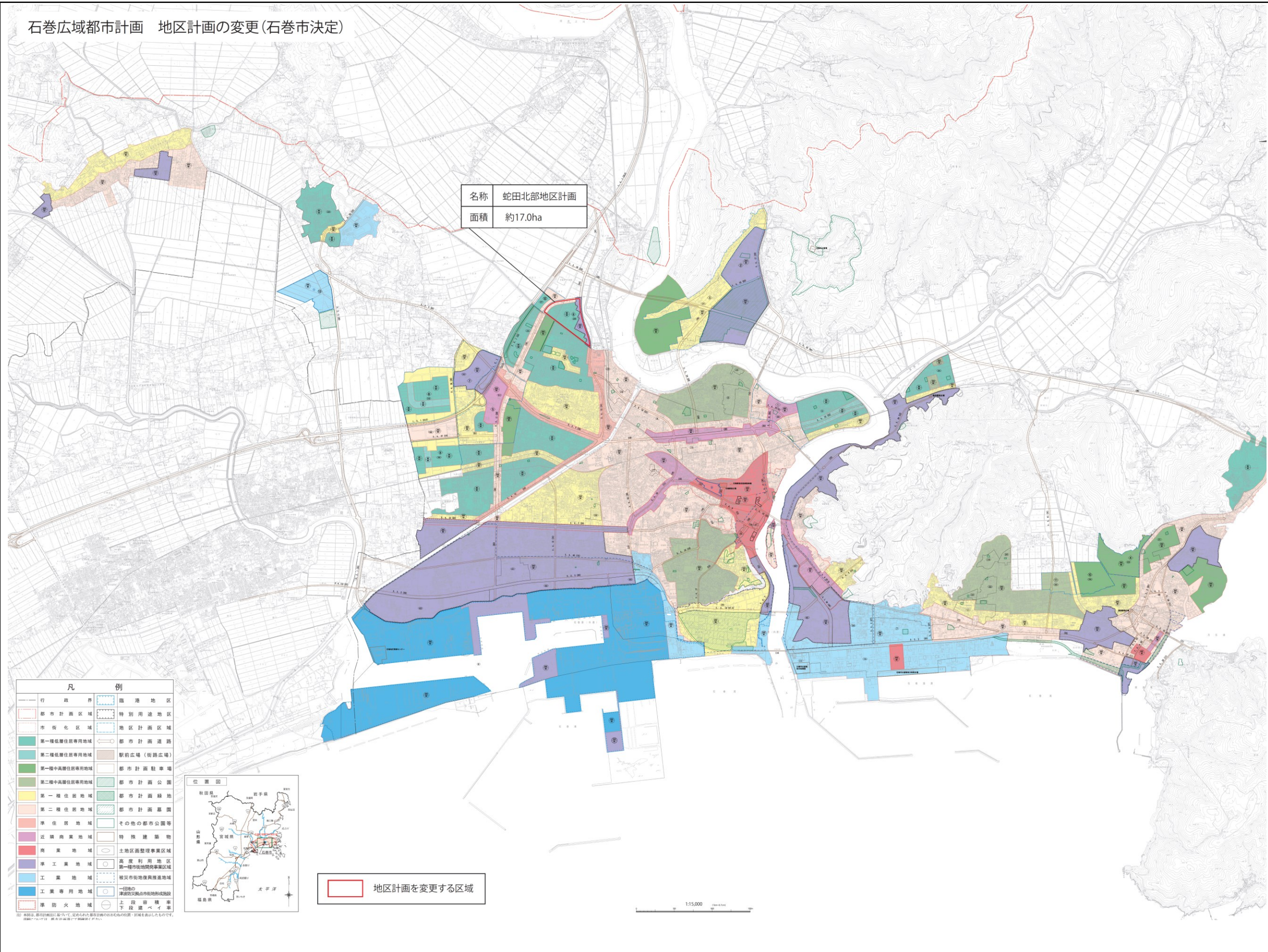
(現行)

地区	地区の名称	沿道サービス地区B
	地区の面積	約3.6ha
建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分（都市計画道路3・4・12矢本曾波神線及び3・3・11石巻工業港曾波神線に面する部分に限る。）を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの</p> <p>(5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（自動車修理工場を除く。）</p> <p>(7) 自動車修理工場で作業場の床面積が150㎡を超えるもの</p> <p>(8) 建築基準法別表第二（と）項第3号及び第4号（建築基準法施行令第130条の9の表中「準住居地域」の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものに限る。）に掲げるもの</p> <p>(9) 建築基準法別表第二 <u>(ぬ)</u> 項第3号に掲げるもの</p>
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 低層住宅地区に接する道路境界線（歩行者専用道路を含む。）までの距離 2m</p> <p>(2) 都市計画道路境界線までの距離 2m</p> <p>(3) 前2号に掲げる道路境界線以外の道路境界線及び隣地境界線までの距離 1m</p> <p>2 前項第1号に掲げる境界線に面する部分の用途が住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋である場合においては、同号の規定にかかわらずその距離を1mとすることができる。</p> <p>3 前2項の規定は次の各号に該当する建築物の部分には適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>
	建築物の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物などの形態、意匠又は色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとし、低層住宅地及び周辺環境に配慮する。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界側に設ける塀は、生垣又は道路面からの高さが1.6m以下の透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するものとし、ブロックその他これらに類するものとしてはならない。ただし、道路面から80cm以下の部分についてはこの限りでない。</p> <p>なお、店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、低層住宅地への遮光に配慮した塀等を設置するものとする。</p>

地区	地区の名称	沿道サービス地区B
	地区の面積	約3.6ha
建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1階部分（都市計画道路3・4・12矢本曾波神線及び3・3・11石巻工業港曾波神線に面する部分に限る。）を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの</p> <p>(5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（自動車修理工場を除く。）</p> <p>(7) 自動車修理工場で作業場の床面積が150㎡を超えるもの</p> <p>(8) 建築基準法別表第二（と）項第3号及び第4号（建築基準法施行令第130条の9の表中「準住居地域」の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するものに限る。）に掲げるもの</p> <p>(9) 建築基準法別表第二 <u>(り)</u> 項第3号に掲げるもの</p>
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 低層住宅地区に接する道路境界線（歩行者専用道路を含む。）までの距離 2m</p> <p>(2) 都市計画道路境界線までの距離 2m</p> <p>(3) 前2号に掲げる道路境界線以外の道路境界線及び隣地境界線までの距離 1m</p> <p>2 前項第1号に掲げる境界線に面する部分の用途が住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋である場合においては、同号の規定にかかわらずその距離を1mとすることができる。</p> <p>3 前2項の規定は次の各号に該当する建築物の部分には適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p>
	建築物の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物などの形態、意匠又は色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとし、低層住宅地及び周辺環境に配慮する。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界側に設ける塀は、生垣又は道路面からの高さが1.6m以下の透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するものとし、ブロックその他これらに類するものとしてはならない。ただし、道路面から80cm以下の部分についてはこの限りでない。</p> <p>なお、店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、低層住宅地への遮光に配慮した塀等を設置するものとする。</p>

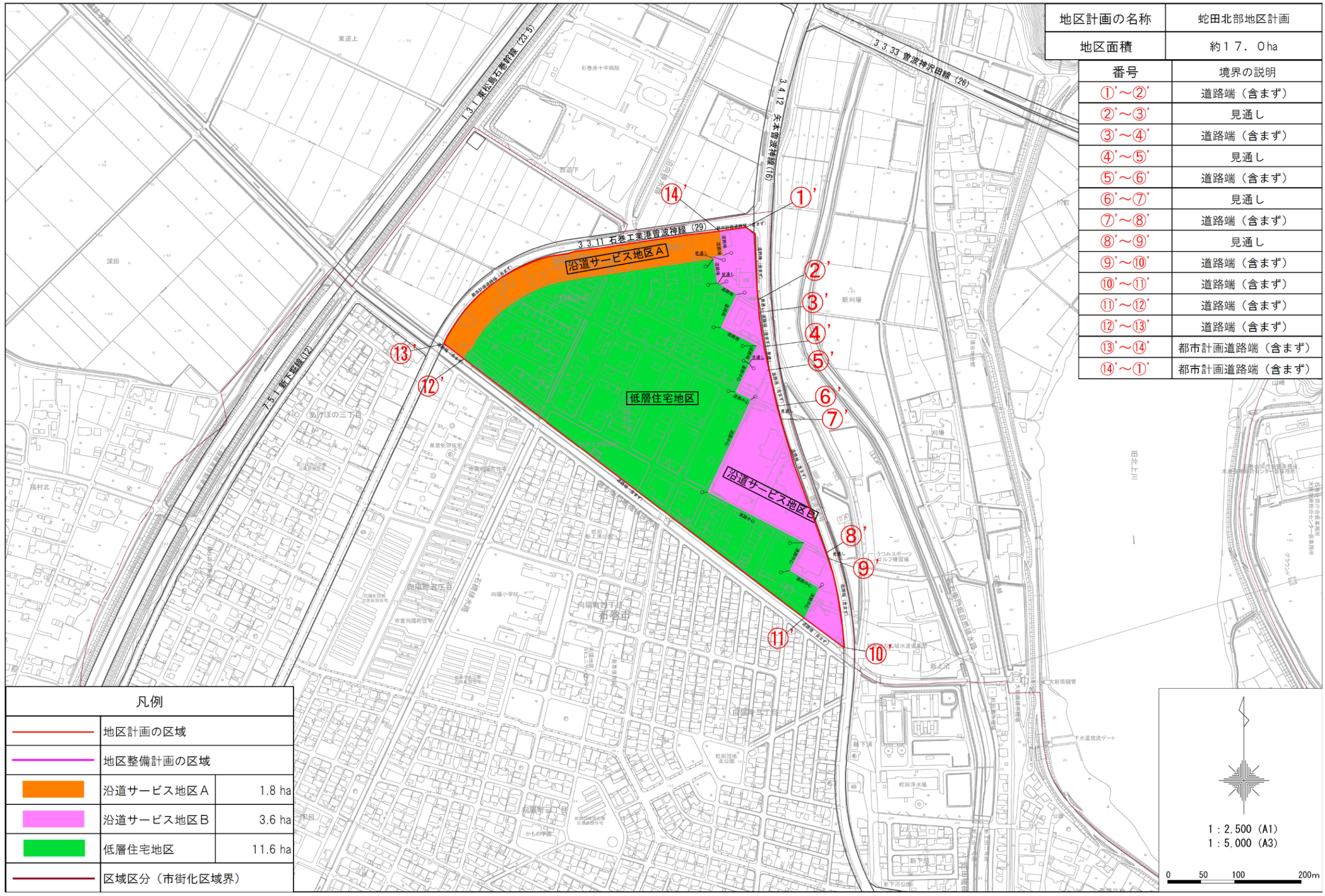
石巻広域都市計画地区計画の変更(石巻市決定)  
 蛇田北部地区計画  
 総括図

石巻広域都市計画 地区計画の変更(石巻市決定)



石巻広域都市計画 地区計画の変更（石巻市決定） 蛇田北部地区計画 計画図

地区計画の名称	蛇田北部地区計画
地区面積	約17.0ha
番号	境界の説明
①'～②'	道路端（含まず）
②'～③'	見通し
③'～④'	道路端（含まず）
④'～⑤'	見通し
⑤'～⑥'	道路端（含まず）
⑥'～⑦'	見通し
⑦'～⑧'	道路端（含まず）
⑧'～⑨'	見通し
⑨'～⑩'	道路端（含まず）
⑩'～⑪'	道路端（含まず）
⑪'～⑫'	道路端（含まず）
⑫'～⑬'	道路端（含まず）
⑬'～⑭'	都市計画道路端（含まず）
⑭'～①'	都市計画道路端（含まず）

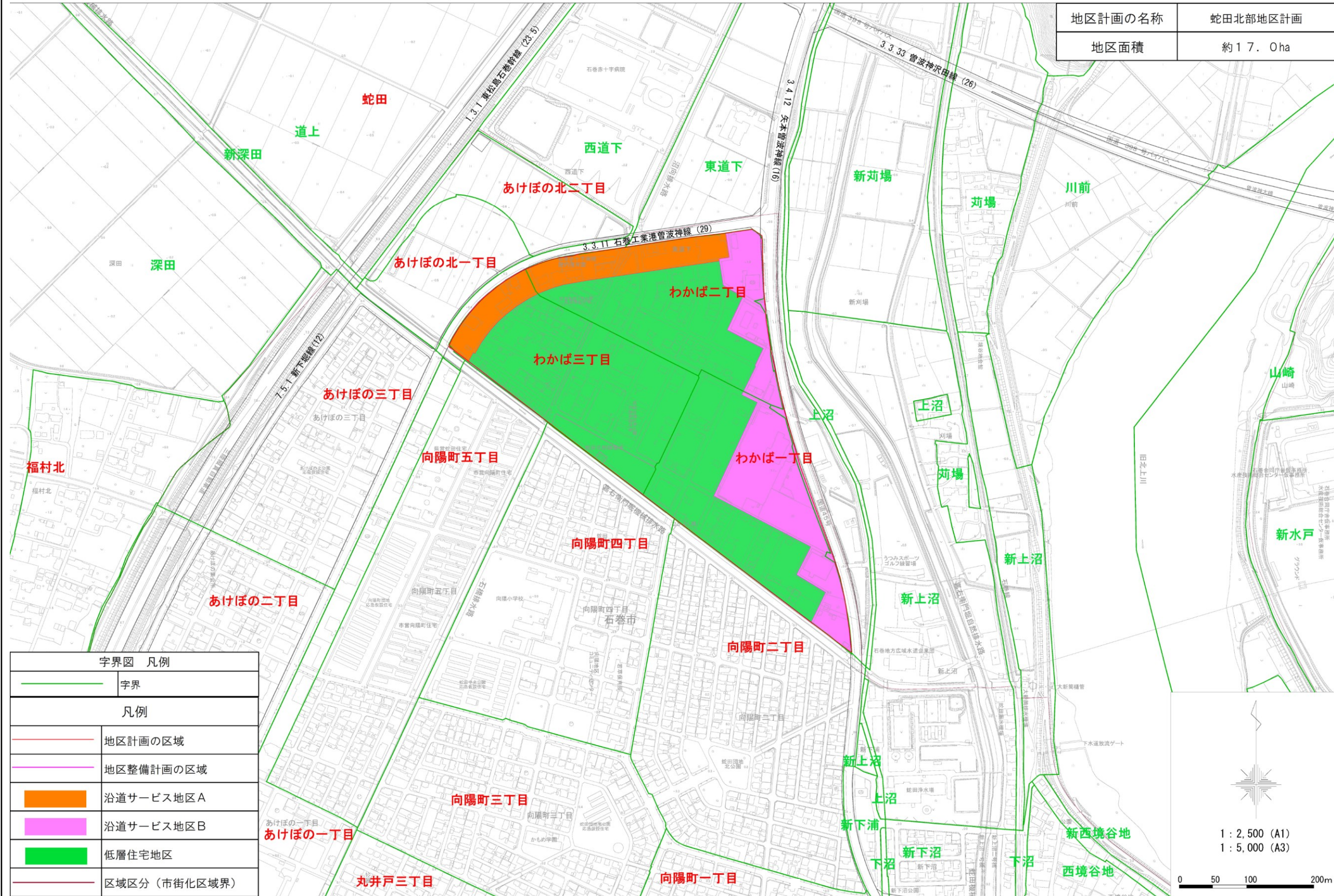


凡例	
	地区計画の区域
	地区整備計画の区域
	沿道サービス地区A 1.8 ha
	沿道サービス地区B 3.6 ha
	低層住宅地区 11.6 ha
	区域区分（市街化区域界）

石巻広域都市計画地区計画の変更（石巻市決定）  
蛇田北部地区計画 計画図

石巻広域都市計画 地区計画の変更（石巻市決定） 蛇田北部地区計画 字界図

地区計画の名称	蛇田北部地区計画
地区面積	約17.0ha



字界図 凡例	
	字界
凡例	
	地区計画の区域
	地区整備計画の区域
	沿道サービス地区A
	沿道サービス地区B
	低層住宅地区
	区域区分（市街化区域界）

石巻広域都市計画地区計画の変更（石巻市決定）  
蛇田北部地区計画 字界図【参考】

